

令和2年3月23日
白河市教育委員会
3月定例会会議録

令和2年3月白河市教育委員会定例会会議録

日 時 令和2年3月23日(月)
開 会 午後2時58分
閉 会 午後4時15分

場 所 白河市役所地下第1会議室

報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 各課所報告

議 事

- 議案第14号 白河市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則
議案第15号 白河市語学指導を行う外国青年の就業に関する規則を廃止する規則
議案第16号 白河市語学指導を行う外国青年の就業等に関する規則
議案第17号 白河市外国青年勤務成績評定規程の一部を改正する規程
議案第18号 東北中学校区学校支援活動事業地域コーディネーターの委嘱について
議案第19号 白河市スポーツ推進委員の委嘱について
議案第20号 白河市社会教育指導員の任命について
議案第21号 白河市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
議案第22号 白河市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程
議案第23号 白河市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則
議案第24号 白河市立図書館規則の一部を改正する規則
議案第25号 令和2年4月1日付け白河市教育委員会職員人事異動について
議案第26号 令和2年度白河市立小・中学校管理職(校長)の人事異動について

そ の 他

教職員について

○ 出席委員

教育長 芳賀 祐司 1番委員 金子 英昭 2番委員 北條 睦子
3番委員 沼田 鮎美 4番委員 瀧澤 学

○ 出席説明員

理事兼教育次長	菊地 浩明	参事兼教育総務課長	水野谷 茂
学校教育課長	根本 秀一	生涯学習スポーツ課長	田崎 修二
中央公民館長	橋本 薫	図書館長	田中 伸哉
健康給食推進室長	小針 博之	学校教育課主幹兼課長補佐	和知 秀年
学校教育課主幹兼課長補佐兼指導係長	加藤 正行		

○ 書記

教育総務課課長補佐兼総務係長	宮尾 宏樹	教育総務課副主査	佐々木 奈緒美
----------------	-------	----------	---------

○ 傍聴人 なし

【午後 2 時 58 分開会】

○教育長

これより令和 2 年白河市教育委員会 3 月定例会を開会いたします。それでは、ただちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会期の決定

○教育長

これより日程に入ります。日程第 2、会期の決定ですが、白河市教育委員会会議規則第 4 条の規定により本日 1 日間といたします。

日程第 3 書記の指名

○教育長

次に日程第 3、書記の指名を行います。書記には教育長において、宮尾教育総務課課長補佐、佐々木教育総務課副主査を指名します。

日程第 4 教育長報告

○教育長

次に、日程第 4、教育長報告に入ります。それでは、報告いたします。

新型コロナウイルスの対応ですが、国や県の要請により 3 月 4 日より臨時休業としたところですが、時間が無いところで決断しなければならず委員の皆様方には急な報告となってしまい申し訳ありませんでした。子どもたち、特に小学 6 年生と中学 3 年生にとってはとてもかけがえのない時期に休校となってしまいました。健康や安全・安心を第一と考えやむを得ず実施したところですが、卒業式も規模を縮小するため、委員の皆様方をお願いしていた告辞も省略しましたが、今までとは違っても思いのこもった式になるよう校長をお願いしてきました。後ほど、今後の対応についてご説明申しあげますが、入学式は予定通りの期日で、卒業式と同様に規模を縮小して行いたいと思っております。本年度の卒業生の人数ですが、市全体で小学校 5 1 7 名、中学校 5 8 2 名で、昨年度に比べて小学校で 5 7 名減、中学校で 5 3 名減となっております。なお、来年度の入学生の人数は、3 月 1 6 日現在で、小学校 5 1 0 名、中学校 5 1 5 名で本年度に比べて小学校で 7 5 名増、中学校で 4 4 名減となっております。

終わりに、人事異動の案件が本日あります。この人事異動により次年度の教育委員会や各学校の組織が決まり、本年度が終了となります。本年度は北條委員と瀧澤委員が新しく加わり、委員の皆様方の温かいご支援により令和最初の年度が充実したものになりました。委員の皆様方に御礼申しあげます。4 月からもさらに充実した教育行政が推進できるようお力添えのほどよろしく申し上げます。以上です。

日程第5 議事

○教育長

次に日程第5、議事に入ります。はじめに、今回提案しました議案のうち、議案第25号「令和2年4月1日付け白河市教育委員会職員人事異動について」、議案第26号「令和2年度白河市立小・中学校管理職（校長）の人事異動について」及び日程第7、その他の「教職員について」は、人事案件となっておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とすることにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第25号「令和2年4月1日付け白河市教育委員会職員人事異動について」、議案第26号「令和2年度白河市立小・中学校管理職（校長）の人事異動について」及び日程第7、その他の「教職員について」は、後ほど審議することといたします。

それでは、初めに、議案第15号「白河市語学指導を行う外国青年の就業に関する規則を廃止する規則」を議題とします。内容の説明を求めます。

○学校教育課長

議案第15号「白河市語学指導を行う外国青年の就業に関する規則を廃止する規則」についてです。4月から開始される会計年度任用職員制度に伴って、1月定例会では給料等に関する条例について審議いただきましたが、今回、市全体の会計年度任用職員をカバーする条例として、「白河市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」と「白河市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」が制定されます。ALTについては、年次休暇等通常の会計年度任用職員と異なる部分がありますので、それらを規定するために、1月に、「白河市語学指導を行う外国青年の給料等に関する条例」の廃止について審議していただき、今回、さらに白河市語学指導を行う外国青年の就業に関する規則を廃止するものです。

○教育長

議案第16号「白河市語学指導を行う外国青年の就業等に関する規則」も関連するものですので、併せて内容の説明を求めます。

○学校教育課長

はい。議案第16号ですが、今ほど説明いたしました給料等に関する条例と議案第15号の規則に代わるものとして制定するもので、市の条例や規則でカバーしきれない部分をこの規則で規定するものです。国全体のALTのお世話をしているクリアという団体があるのですが、そこから提示されている規則例に基づいて作成したものです。以上です。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○金子委員

ALTの方が海外から来られて、白河市でこのように勤務していただくと説明する時に、日本語が堪能であれば良いですが、そうではない方が多いと思います。第16号について、この規則の英語版はあるのでしょうか。

○学校教育課長

市独自のものは無いのですが、基になっているものには英語版があるので、それを基に現在いるALTや英語講師の力を借りて説明しようと考えております。

○教育長

他にございますか。ないようですので、これより採決いたします。まずは、議案第15号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第16号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号「白河市外国青年勤務成績評定規程の一部を改正する規程」を議題とします。内容の説明を求めます。

○学校教育課長

議案第17号「白河市外国青年勤務成績評定規程の一部を改正する規程」です。こちら先ほどの議案と同様に会計年度任用職員制度に伴い改正するものです。勤務評定そのものは、現在までも実施しておりました。校長先生に評定をしていただき、それを基に本人への指導を行っているわけですが、今回の会計年度任用職員制度の導入に伴って、必要とされる用語の整理をしたものです。例えば、「勤務評価」を「人事評価」としたり、「評定」を「評価」、「契約期間」を「任用期間」に改めるといった主に用語の整理となります。以上です。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○金子委員

「契約更新」と「再任用」は同じと考えてよろしいのでしょうか。

○学校教育課長

営みとしては同じになります。

○金子委員

もう1点よろしいのでしょうか。10ページの第1号様式の勤務状況という欄ですが、何回までが「たまにある」となるのか、「ない」は良いのですが、それ以上の部分は回数が表示されていないので、校長先生の主観に任されてしまうのであれば、人により違ってきてしまうのではないのでしょうか。それでは、現場は困るのではないかと思います。

○学校教育課長

ありがとうございます。日数で表現するのが適切かと思しますので、何日と記載することによろしければ、訂正した内容で改正したいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長

他にございますか。これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第17号は、遅刻、欠勤、病休について回数を記載するという一部変更して承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は一部修正して可決されました。

次に、議案第18号「東北中学校区学校支援活動事業地域コーディネーターの委嘱について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○生涯学習スポーツ課長

16ページをご覧ください。議案第18号「東北中学校区学校支援活動事業地域コーディネーターの委嘱について」です。白河市学校支援活動事業実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり委嘱する。任期は令和2年4月1日から令和3年3月31日まで、発令年月日は、令和2年4月1日です。今年度から東北中学校区において、学校が要望する支援内容について対応可能な地域の人材と学校とをつなぐ調整役である地域コーディネーターを配置しておりましたが、前任の方が都合により任期途中でこの職を辞しましたので、残りの任期をお願いするものです。以上です。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○金子委員

この方は学校の事務をされていた方でしょうか。

○生涯学習スポーツ課長

おっしゃる通り、学校の事務を長くされていた方です。

○教育長

よろしいですか。それでは、これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第18号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号「白河市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○生涯学習スポーツ課長

17ページをご覧ください。議案第19号「白河市スポーツ推進委員の委嘱について」です。スポーツ基本法第32条第1項及び白河市スポーツ推進委員設置規則第4条の規定により白河市スポーツ推進委員について次のとおり委嘱する。今年度までは55名でしたが、推薦や要望をお願いしたところ、来年度からは53名ということで委嘱したいと思います。任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日まで、発令年月日は、令和2年4月1日となっております。以上です。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第19号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号「白河市社会教育指導員の任命について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○中央公民館長

19ページをご覧ください。議案第20号「白河市社会教育指導員の任命について」です。白河市社会教育指導員について、白河市社会教育指導員設置規則第2条の規定により、次のとおり任命する。社会教育指導員は、公民館主催教室の計画及び実際の運営を担当する職員です。7名を予定しております。中央公民館4名、表郷、大信、東公民館各1名です。任期は、令和2年4月1日から令和3年3月31日まで、発令年月日は、令和2年4月1日予定となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第20号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号「白河市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」を議題とします。内容の説明を求めます。

○教育総務課長

議案に入る前に、「令和2年度組織機構の見直し概要」という用紙をご覧ください。令和2年度の組織機構の見直しということで、3部局が挙がっています。教育委員会では、大信地区の小学校統合に向けた業務を推進するために、学校教育課に「学校統合準備室」が新設されます。その関係での規則改正となっております。裏面には市全体の組織図が載っております。

それでは、議案をご覧ください。議案第21号「白河市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」です。少し読み上げます。白河市教育委員会事務局組織規則の一部を次のように改正する。第2条第1項の表学校教育課の項係の欄中「指導係」の次に「学校統合準備室」を加える。第3条の表学校教育課の部管理系の項中「(3)学区検討審議会に関すること。」を削り、同表指導係の項の次に次のように加える。(1)学校の統廃合

に関すること。(2) 学校の適正規模・適正配置に関すること。(3) 学区検討審議会に関すること。21ページからは、新旧対照表になっております。第2条の学校教育課の係に学校統合準備室を追加します。続きまして22ページをご覧ください。改正前に(3) 学区検討審議会に関することとありますが、こちらを削除しています。次に23ページをご覧ください。1つ目として学校の統廃合に関すること、2つ目として学校の適正規模・適正配置に関すること、3つ目として学区検討審議会に関することが学校統合準備室の業務となっております。以上が改正の内容です。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○金子委員

白河市内の小中学校が統廃合になる場合、これまでも学校統合準備室を設けていたのでしょうか。また、今後設けることになるのでしょうか。

○学校教育課長

前回のみさか小学校の時には、準備室は設けず、専らその仕事に当たる係員だけを確保したようです。

○金子委員

状況によって準備室を設けたり、設けなかったりするのでしょうか。

○教育次長

現在、統合を検討しているのが五箇中学校と大信の3つの小学校です。今後、少子化に伴い、統合を検討しなければならない学校が出てくる可能性があります。そういったことを見据えて、学校の適正規模、適正配置の計画を市として持っていないので、計画づくりをしなければならないということで、今回は準備室を設けております。

○金子委員

それでは、今回は担当の人員が配置されるということでしょうか。

○教育次長

学校統合準備室の人員については、室長1名、係長1名、会計年度任用職員1名の3名の予定となっております。

○教育長

他にございますか。それでは、これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第21号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号「白河市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程」を議題とします。内容の説明を求めます。

○教育総務課長

議案第22号「白河市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程」です。27ページの新旧対照表をご覧ください。第2条は、当該各号の用語の意義を説明しています。(5)は、課長を規定しています。21ページの第2条をご覧ください。ここでは略されているのですが、学校教育課の上に教育総務課、総務係と施設係が入り、下に生涯学習スポーツ課、生涯学習係とスポーツ振興係が入ります。また、その下に2とあり、こちらも略されていますが、「前項に規定するもののほか、事務局に健康給食推進室を附置する。」という一文が入ります。この3つの課と室の長を課長と規定していたのですが、今回、学校教育課の中に学校統合準備室が出来たため、そこにも室長がおります。そのため、課長の身分を明確にするために、第2条第1項の表の課と、第2項の給食推進室長を課長とすることを今回規定するものです。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第22号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号「白河市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則」を議題とします。内容の説明を求めます。

○学校教育課長

前回2月の定例会でお示した文書に起因するのですが、文部科学省より「『公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針』の告示等について」という通知がありました。この通知にあるものを今回規則に盛り込んだということになります。約1年前に、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインにより勤務時間につ

いて上限の目安が数字で示されました。この時はあくまでガイドラインだったのですが、職員の健康の保持等を目的に、これを教育委員会の規則にも入れ、措置を講じることとなりました。大きくは第21条の2第1項に、1箇月45時間、1年に360時間の上限を記載します。学校には2種類の職員がいます。事務職員のように超過勤務という概念を持っている職員は、超過勤務管理簿があり、所属長に超過勤務の伺いを立て、了解が得られれば勤務をして、その時間に応じて超過勤務手当が支給されます。一方教員は、超過勤務は超勤4項目に限定されています。学校行事や職員会議等については、超過勤務に当たりますが、年中あるものではありません。それでも学校にいる時間は自由にいるわけではなく、教員が子どもの教育に係る業務を行う時間ですので、この時間を管理しなければならないということで、上限に関するガイドラインにより考え方が示されました。それを今度は規則に盛り込み、令和2年度からはそれに基づき、さらに取組をしていくということになります。第2項については、生徒指導上の問題、あるいはいじめの対応といった通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴った場合の考え方を示したものです。以上です。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第23号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号「白河市立図書館規則の一部を改正する規則」を議題とします。内容の説明を求めます。

○図書館長

31ページから34ページをご覧ください。議案第24号白河市立図書館規則の一部を改正する規則です。こちらは、第5条に副館長補佐という項がありましたが、市の人事規則の改正によって副館長補佐という職が無くなったため、それに合わせて削除しました。34ページがその表です。右が改正前、左が改正後になりますが、4段目にありました副館長補佐という職を、先ほどの理由により削除しました。今回の改正の理由はこちらなのですが、それとはまた別に、32ページの第6号様式が一部改正となりました。以前は高齢者や高齢者により構成された団体へ2分の1減免するという内容がありましたが、今回、全市的に削除されるのに合わせて削除するものです。以上です。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第24号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 各課所報告

○教育長

次に日程第6、「各課所報告」に入ります。課所の取組や課題など、説明が必要であると思われる事案についてご報告いただきます。まずは、教育総務課より補足事項を報告願います。

(教育総務課長より報告)

○教育長

続きまして、各課所の報告事項について、説明をお願いいたします。

(各課所長より下記案件について報告)

No.	所属名	件名
1	学校教育課	白河市立小学校・中学校の入学式について
		白河市立小中学校の教員の勤務時間の上限に関する方針
2	図書館	図書館サービスの縮小について

○教育長

これより一般質問に入ります。ただいまの各課所報告並びに本市の教育行政一般に関し、ご質問をお受けいたします。

○金子委員

新型コロナウイルスの感染防止のため、入学式も卒業式同様に来賓の出席はなしになるということですが、やむを得ないことだろうと聞いていました。万が一、感染者が児童生徒や保護者あるいは近親者に出た場合、どのような対応をするのかというめやすを白河市あるいは白河市教育委員会として作ってはいるのでしょうか。

○学校教育課長

その件につきましては、文部科学省より通知がきております。例えば教員の場合には病休を取る、感染者が出た場合には休校措置を取るといったことが示されておりますので、それを基に対応を考えています。一応県の方では、教員の服務に関する部分について通知を出すと言っております。

○金子委員

もう1点、新年度が始まり子どもたちが学校に通うようになって、万が一、子どもの体調が優れない場合、状況によりどのような対応を取るのか何か通知は出していたり、これから出す予定はあたりするのでしょうか。

○学校教育課長

臨時休業をする際に保護者宛に通知を出しております。

○教育長

2月末に教育委員会より保護者に通知を出しております。こういった場合は休んでくださいといったことや、手洗いうがいの徹底について文書を出しています。

○金子委員

わかりました。新年度は人の出入りがありますし、念には念を入れてもう一度通知を出した方が良いのか検討いただければと思います。

○教育長

万が一、子どもや教員に陽性反応が出てしまった場合、また、濃厚接触者が出てしまった場合は2週間の臨時休業となります。4月からの学校再開に向けて文部科学省が新たな指針を出すような動きがあります。学校単位で休校にするのか、市全体を休校にするのか、地域で休校にするのかといった問題も出てきますので、保健福祉部や県、関係機関と協議して対応をしていかなければならないと思っております。それから、白河市内だけではなく近隣の町村で感染者が出てしまった場合どうするのかといったことも関係部署と検討していきたいと思っております。

○金子委員

各学校でも新年度は全校生徒が一堂に会する行事が多くありますので、その辺の対応が難しいところですね。もう1点よろしいでしょうか。新採用の教職員は小学校、中学校そ

れぞれ何名の予定でしょうか。

○学校教育課長

小学校が19名、中学校が13名です。

○金子委員

ありがとうございます。私からは以上です。

○教育長

他に、ございますか。それでは、これにて一般質問を終了いたします。

日程第7 その他

○教育長

次に日程第7、その他に入ります。各課の取り組みや課題などについてご意見・ご質問等がありましたらこの場で取り上げたいと思いますが、何かございますでしょうか。

○教育長

ないようですので、それでは、残りの議案並びにその他の「教職員について」に入りたいと思いますので、これより非公開といたします。白河市教育委員会以外の傍聴の方は、退出願います。

(非公開)

○教育長

それでは、全ての日程が終了しましたので、以上で、白河市教育委員会3月定例会を閉会いたします。

【午後4時15分閉会】

以上の記録が正確なことを認め、ここに署名する。

令和2年4月22日

教 育 長

1 番 委 員

2 番 委 員

3 番 委 員

4 番 委 員